

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 身体拘束等の適正化のための指針

1. 介護保険事業所及び障がい福祉サービス事業所等における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものである。社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会（以下「本会」という）が管理・運営する介護保険事業所及び障がい福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という）では、利用者の尊厳に基づき、安心と安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めるものとする。

（1）身体拘束の廃止について

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

（2）緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、以下の切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、家族等へ説明し同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

①切迫性：利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行うこと以外に代替する方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合は、以上の3つの要件を全て満たすことが必須

2. 虐待防止・身体拘束適正化検討委員会、その他、本会内の組織に関する事項

（1）本会では、身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するために、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は年に1回以上開催する。特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束の実施

状況の確認や3要件を具体的に検討する。

(2) 委員会の構成員については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会設置要綱第2条を準用する。

(3) 委員会の内容については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会設置要綱第4条を準用する。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する身体拘束等の適正化に係る研修は、本指針に基づき、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目指す。

(2) 研修は、年1回以上行う。また、新規採用時にも研修を実施する。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録する。

4. 事業所等内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や、利用者の日々の様態（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行うものとする。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 3要件の確認

①切迫性：利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行うこと以外に代替する方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 要件合致確認

利用者の様態を踏まえ、委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとするが、拘束の実施後も日々の様態等を参考にして、同委員会で定期的に再検討し、解除へ向けて取り組む。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者・家族等へ説明し、個別支援計画等へ記載する。

①拘束が必要となる理由（個別の状況）

②拘束の方法（場所、行為（部位や内容等））

③拘束の時間帯および時間

- ④特記すべき心身の状況
- ⑤拘束開始及び解除の予定

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、求めに応じていつでも家族等が自由に閲覧できるように、事業所等内に掲示し、さらに本会のホームページに掲載する。

この指針は令和4年4月1日から施行する。